

消 防

1 京都消防の概要

本市では、昭和 23 年の自治体消防発足以来、「火事のない京都」を目指して、市民の防火意識の向上と自主防火の実践を促進してきました。昭和 31 年には、火災は必ず防ぐことができるという確固たる信念の下、「無火災都市宣言」をして火災予防に取り組み、今日では大都市の中で人口 1 万人当たりの火災件数が少ない都市となっております。一方で、市内における救急需要は年々増加しており、令和 5 年には、年間の救急出動件数が初めて 10 万件を超えました。また、令和 6 年 1 月には能登半島地震が発生するなど、市民の皆様の命や暮らしを脅かす災害が頻発しています。

このように高まる救急需要や、頻発化する自然災害に対して迅速、的確に対応できる消防・救急体制を確保するとともに、消防団や自主防災組織と共に防火・防災に取り組む「地域密着型の消防」を着実に推進し、市民の皆様はもとより、国内外から京都を訪れる観光客の皆様など誰もが、災害に強く安心を実感できる「安心都市・京都」の実現を積極的に推進しています。

- ・ 消防機関（令和 8.4.1 現在）

消防局本部 1 消防署 11 消防分署 1 消防出張所 35

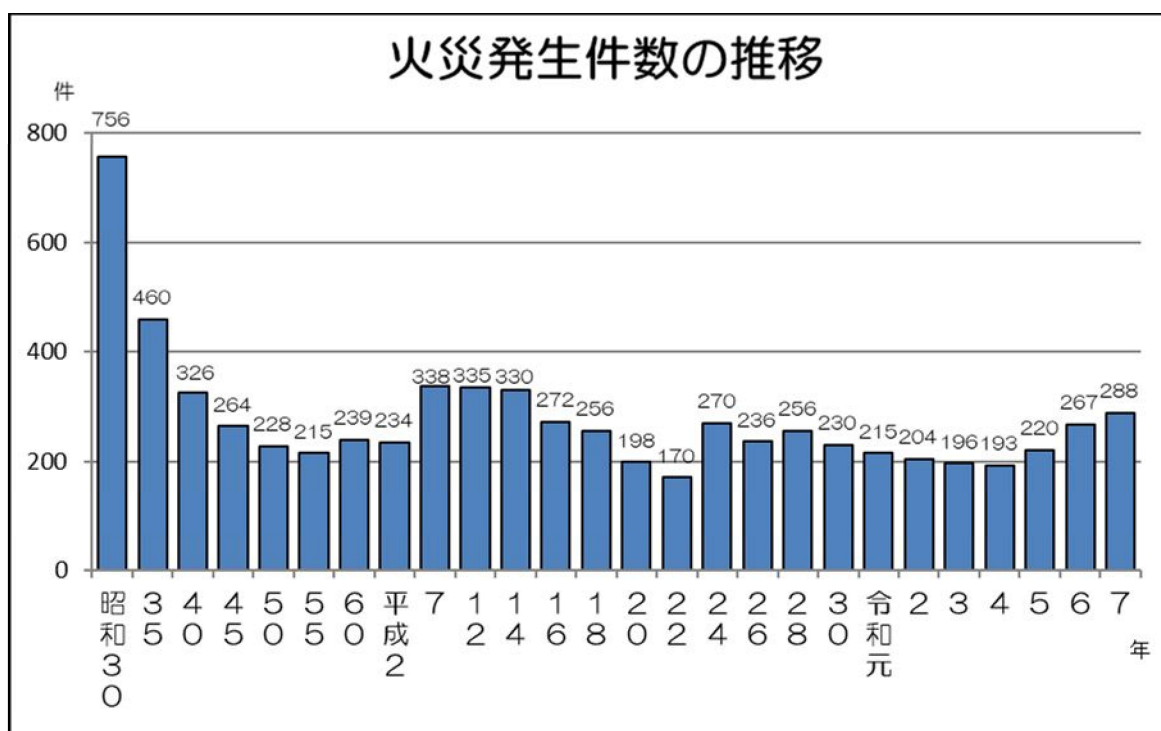
消防学校 1 消防活動総合センター1 救急教育訓練センター 1

市民防災センター1 京都消防ヘリポート 1

- ・ 消防局保有車両等（令和 8.7.1 現在）

緊急車両 295 台 その他車両 41 台 二輪車 190 台

回転翼航空機 2 機



2 消防の広報・広聴

市民の皆様と共に消防防災行政を推進するため、日頃から「市民の声」に耳を傾けるとともに、市民の皆様が知りたい情報、暮らしの安全確保に役立つ情報等の発信に努めています。

インターネットを通じた情報発信として、公式のフェイスブック、エックス（旧ツイッター）及びインスタグラムやホームページで日々の防火防災に関する情報や当局の事業概要・統計等をまとめた「京都市消防局 年報と記録」、災害発生場所などのタイムリーな情報を発信しています。

そのほか、市民しんぶんや報道機関を通じた広報活動、ポスター、ビラ、リーフレット等を活用したきめ細かな防火防災情報の発信、民間事業者との連携による広報活動を行うとともに、市長への手紙や、京都いつでもコール、ホームページからの問い合わせ、講習会などの機会を通じて、市民の皆様から寄せられる問合せ等に対応しています。

3 消防団の活動

京都市の消防団は、各行政区に設けられ、消防局との力強い連携により、火災、震災その他の非常災害時における警戒防御活動を行うとともに、市民の皆様の防火・防災意識と災害対応力を高めるため昼夜を分かたず活動して

います。

(1) 消防団の現状（令和 8.4.1 現在）

分団数 205 分団 消防団員数 3,963 人（定員 4,970 人）

(2) 平常時の活動

地域の防火・防災リーダーとして、自主防災組織など地域住民の災害対応力を向上させるために指導や訓練を行うとともに、地域の訪問防火指導や巡回パトロール等を実施し、火災予防の推進活動を行っています。また、各消防団には特定の活動を行う機能別班が設置され、応急手当の普及啓発や予防広報などに特化した活動を行っています。

(3) 災害時の活動

ア 火災現場活動

火災現場では、警戒区域の設定と群衆整理、人命救助と避難誘導、物件の搬出と保護、飛火の警戒、消火活動の支援、鎮火後の警戒などを行います。また、火災の状況により配置器材を活用した消火活動等を行って早期鎮圧を図り、消防隊到着後は協力して一体的な活動を行います。

イ 震災その他の大規模災害時の活動

阪神・淡路大震災を契機に市内の全消防分団に配置した小型動力ポンプや救助器材などを活用して、震災その他の大規模災害時に消火活動や救助活動を行います。また、特定の活動を行う機能別班の応急救護班は、負傷者等の救護活動、機甲班は重機を活用した人命救助活動、大規模災害対応班は消防団警防本部での支援活動を行います。

4 地域の自主的な防火・防災活動

自主防災組織は、災害対策基本法に基づき、「自分たちのまちは、自分たちで守ろう」という隣保協同精神の下、学区などを単位として京都市の全ての地域で結成されており、地域住民が一体となって地域防災力の向上に努めています。

消防局においても、自主防災組織の訓練指導をはじめ、京都市市民防災センターや、京都市消防活動総合センターでの体験学習の推奨など、市民の防災に関する知識の普及及び技術の向上並びに防災意識の高揚を図るとともに、

災害時に市民が活用するための防災器材を配備するなど、地域の災害対応能力の向上を図っています。

平成 12 年度から、住民自らが地域（町）ごとのきめ細かい自主防災体制を構築する「身近な地域の市民防災行動計画づくり」を推進してきました。

平成 27 年度からは、平成 25 年の台風 18 号による豪雨災害などを教訓として、各災害（地震、水災害、土砂災害）の避難行動について更に検討を行い、地域の実情に応じたより実効性の高い学区ごとの「防災行動マニュアル」の策定を推進し、全ての学区において策定が完了しました。

令和 3 年度には、これまでの施策の検証や課題、持続可能な組織運営等の検討を行うため、有識者や自主防災組織等が参画する「自主防災活動検討ワーキング」を開催するとともに、検討結果を踏まえ、令和 4 年 7 月に「自主防災会防災行動マニュアルガイドライン」を改訂し、全自主防災会へ配布しました。当該ガイドラインについては、学区総合防災訓練や町内を単位とした地域発災型訓練等を通じて実施される防災行動マニュアルの検証や見直しに活用されております。

また、各自主防災部に対して配布している、自主防災部の平常時や災害発生時の役割、具体的な活動内容などを記した「自主防災部活動ファイル」についても、ガイドラインの改訂に合わせて必要な見直しを行い、令和 4 年度に再配布するなど、身近な地域における積極的な自主防災活動の推進にも取り組んでいます。

令和 6 年度から、自主防災活動に関する知識を動画で体系的に学ぶことができる「地域防災の担い手支援研修」を開始し、地域防災の担い手として活動されている自主防災会役員に対するフォローアップや新たな担い手の育成、また、スキルアップを図っています。

5 市民生活の安全を守る

(1) 住宅防火対策の推進

京都市内の過去 5 年間の火災を見ると、一般住宅や共同住宅、併用住宅等からの「住宅火災」が建物火災の約 65%を占めています。また、原因別では、たばこやこんろ等を使用する際の不注意による火災のほか、電

気機器やコードなどの電気関連火災が多く発生しています。

住宅火災を防ぐため、「訪問防火指導」や自主防災会等を対象とした防火防災行事を通じて、家庭内の火災危険を啓発しています。また、消防法令により設置が義務付けられている住宅用火災警報器の未設置世帯への設置指導や設置後の維持管理について継続して指導を行っています。

(2) 自力避難が困難な方に対する防火安全指導

高齢者や身体に障害のある方など、災害時に自力での避難が困難な方を対象とした「防火安全指導」により、出火防止を啓発するとともに、住宅用火災警報器の設置、維持管理の指導や、防災品、住宅用消火器等の普及啓発を図っています。

火災の早期発見につながる緊急通報システム（あんしんネット 119）へ連動する住宅用火災警報器の設置、聴覚・言語機能に障害がある方の円滑な 119 番通報を実現するための消防ファクシミリ、NET119 の導入、近隣住民や自主防災組織と連携した地域ぐるみの避難救出体制の構築など、災害時に自力での避難が困難な方を支援する仕組みの拡充を推進しています。また、ホームヘルパーなどの福祉関係者を対象に、高齢者や身体に障害のある方に防火・防災・救急の助言を行っていただく際に必要な知識を学んでいただく「安心アドバイザー研修」を行っています。

(3) 事業所の防火防災対策

ア 査察

百貨店、ホテル、病院、工場等の事業所は、一旦火災が発生すると、人的、物的ともに大きな被害が出るおそれがあるため、防火管理体制の確保や、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等の設置が消防法令で義務付けられています。これらの遵守状況について、消防職員が、消防法令に基づいて事業所に立ち入り、検査し、消防法令の違反があれば是正指導を行っています。

イ 防火管理

一定規模以上の事業所に対し、防火管理者が中心となって、防火管理上必要な教育・訓練の実施、消防用設備等の点検・整備、火気の手扱いの監督、避難上及び防火上必要な施設の維持管理、火災予防上必要な自

主点検、自衛消防組織の編成など、火災による被害を軽減するための防火管理体制を確保するよう指導しています。

ウ 防災管理

大規模な事業所に対し、防災管理者が中心となって、防災管理上必要な教育・訓練の実施、避難施設の維持管理、防災対策の取組、防災管理上必要な自主点検、自衛消防組織の編成など、大規模地震等による被害を軽減するための防災管理体制を確保するよう指導しています。

エ 安心安全情報の発信

消防局ホームページ等により、各事業所の安心安全情報を提供しています。

(7) 違反公表制度

宿泊施設など不特定多数の方が利用する施設や、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する施設において、重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置）がある場合、その建物の所在地、名称、違反内容等を公表しています。

(イ) 命令を受けている対象物の公表

消防機関が立入検査等により火災予防上の危険や消防法令違反を把握し、改修等の命令を発した場合には、その建物の所在地、名称、違反内容等を公表しています。

(ウ) 防火基準適合表示制度

旅館・ホテル等の関係者から申請があった宿泊施設に対し、審査を行い、消防法令や防火上重要な建築物等に関する審査基準に適合している場合は、表示マークを交付するとともに、その建物の所在地、名称等を公表しています。

(エ) 消防検査済表示制度

民泊等の小規模な宿泊施設に対し、消防機関により検査を行い、消防法令の遵守などの基準に適合している場合は、宿泊施設の入口付近など、屋外の見やすい位置に掲示する消防検査済ラベルを交付するとともに、その建物の所在地、名称等を公表しています。

(4) 文化財の防火防災対策

世界文化遺産をはじめ国宝、重要文化財などを火災等の災害から守るため、文化財関係者と地域住民等の方々が相互に協力する「文化財市民レスキュー体制」の育成指導や、文化財対象物での火災時に仏像等の文化財を迅速に搬出できるよう、仏像等の所在、搬出に要する人数等を明記した、文化財セーフティカードを作成し、文化財対象物における関係者との合同消防訓練を実施するなど、文化財関係者や近隣住民等と一体となった文化財を守るための取組を進めています。

(5) 消防用設備等の設置指導

消防法等では、一定規模以上の防火対象物の関係者に対し、その用途、構造、規模に応じた消防用設備等の設置及び維持管理を義務付けています。消防指導センターにおいて、消防用設備等に係る相談、書類審査、完成検査等に関する事務を集約して適正な消防用設備等の設置を図るとともに、設置後も点検結果報告等を通じて適正な維持管理の指導に努めています。

(6) 建築物の指導

建築確認等を行う際には、消防長又は消防署長の同意が必要であり、消防指導センターにおいて、防火・避難に係る事項について、法令に適合しているかを審査しています。

また、建築物の設計段階から防火・避難に関する事前指導を行い、建築物の安全性の確保に努めています。

(7) 危険物の取扱いに係る安全指導

危険物施設の許可に際しては、消防法令に規定する技術基準の適合性を審査し、完成検査を行い、安全な施設となるよう設置指導を行っています。

また、既存の施設に対しても適正な維持管理を指導するほか、危険物取扱者等の保安意識の向上を図っています。

(8) 火薬類の取締り

火薬類取締法では、火薬類の取扱い全般について、製造から廃棄に至るまで規制をしています。火薬類の許認可に際しては、技術基準の適合性を審査し、完成検査により施設の安全性を確保するほか、保安検査により維持管理の確認も行っています。火薬類による災害の発生を防止し、公共の

安全を確保するため、京都府公安委員会をはじめとする各機関と連携し、適正な火薬類の取締りに努めています。

(9) 高圧ガスの保安

高圧ガス保安法では、高圧ガスの取扱い全般について、製造から廃棄に至るまでを規制するとともに、民間事業者の自主保安のための活動も促進しています。行政機関が行う高圧ガスの許可等に際しては、技術基準等の適合性についての審査や検査を行います。また、技術基準に民間規格を取り入れたり、民間の指定検査機関による検査が活発に行われるなど、民間事業者による自主的な保安活動が積極的に実施されています。高圧ガスによる災害の発生を防止し、公共の安全を確保するため、行政と民間が一体となって、高圧ガスの安心安全の実現に努めています。

(10) 液化石油ガスの保安

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律では、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引の適正化を図っています。液化石油ガスの販売事業等の登録、認定、許可等に際しては、技術基準等の適合性についての審査や検査を行います。また、民間の指定検査機関による検査が活発に行われるなど、民間事業者による自主的な保安活動が積極的に実施されています。液化石油ガスによる災害の発生を防止し、公共の安全を確保するため、行政と民間が一体となって、液化石油ガスの安心安全の実現に努めています。

6 災害から市民を守る

(1) 消防体制

災害出動については、災害の種別と状況に応じた出動計画に基づき、災害現場から直近の部隊をコンピューターにより瞬時に選定して出動させることにより、現場到着までの時間短縮を図っています。また、災害の規模や状況により、消防航空隊を出動させ、映像伝送等により地上の部隊への情報提供を行っています。

平成 31 年 1 月からは、消防用ドローンを運用開始、現在は 2 隊に配備し

24 時間運用体制により、災害現場における人命救助、延焼防止などに活用し、安全、確実、迅速な消防活動を展開しています。

さらには、近年多発している水災害への体制強化として、水災害対応訓練施設や都市型水害対策車を運用し、多様化する災害に応じた防御活動を効率的かつ安全に行うための体制を確立しています。

(2) 救急体制

増加する救急需要に適切に対応するため、救急隊の増隊や、令和 2 年 10 月から運用している救急の電話相談窓口「救急安心センターきょうと（＃7119）」による救急車の適正利用の促進等により、市民のいのちを守る救急体制の確保に万全を期しています。また、令和 5 年 11 月から、救急出動多発時に消防隊の要員により特設救急隊を編成する体制を市内 3 消防署で運用するなど、救急体制の強化にも努めています。さらに、山間部や遠隔地における傷病者については、消防ヘリコプターによる救急活動を実施し、迅速に対応しています。

傷病者を医療機関に搬送するまでの間に、救急救命士が実施できる救急救命処置の範囲については、順次拡大されており、平成 16 年 7 月から気管挿管、平成 18 年 4 月から薬剤投与、平成 26 年 4 月から心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与を実施することが可能となりました。

本市では、これらの処置を実施できる救急救命士を順次養成しており、市内全ての救急隊に救急救命士を配置するとともに、医師による医学的な観点から救急救命士等が行う救急救命処置等の質の確保及び評価を行うメディカルコントロール体制の下、救命効果の更なる向上に取り組んでいます。

平成 20 年 8 月には、応急手当の普及啓発や AED の設置をより一層推進するため、市内事業所の自主的なネットワーク組織として「安心救急ネット京都」を設立し、平成 21 年 4 月からは、市内の AED 設置場所を周知し、AED を使用した応急手当を速やかに行い生存率の向上を図るため、「京都市 AED マップ」を京都市消防局ホームページに掲載しています。

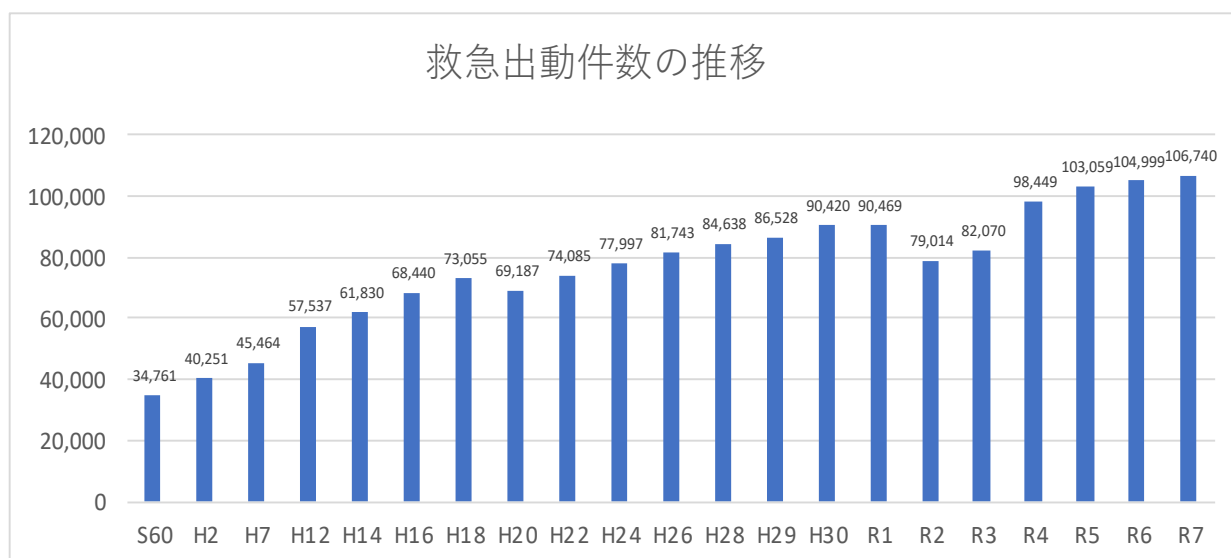
平成 22 年 3 月には、市内全消防団に救命講習や大規模災害時等の救護活

動を行う応急救護分団（現：応急救護班）を設置し、平成 24 年 1 月からは、多くの市民や観光客が訪れる観光地で急病人やけが人が発生した場合に、応急手当や 119 番通報等を円滑に実施していただくため、土産物店、商店街、コンビニエンスストア等の事業所を「安心救急ステーション」として認定する事業に取り組んでいます。

また、京都市市民防災センターや市内各消防署において、多くの市民の皆様に対して AED の取扱いを含めた救命講習を開催しており、令和 4 年 11 月からは、救命講習受講者の利便性の向上を図るため、LINE を活用した救命講習のオンライン申込みを実施しています。

さらに、応急手当普及員の資格をお持ちの方々が、自主的に救命講習を開催できるように、講習に必要な資器材の貸出制度を令和 2 年 1 月から実施しているほか、令和 6 年 9 月からは、事業所等に在籍する応急手当普及員が自主的に救命講習を開催し、従業員だけでなく市民や観光客にも安心を提供している事業所等を「応急手当普及推進事業所」として認定・奨励することにより、事業所等の自主救護能力を高めるとともに、いざというときに応急手当のできる人づくり・環境づくりに取り組んでいます。

令和 8 年度からは、市内に組織される 205 の消防分団に各 1 台配備している AED について、3 か年かけて順次、屋外収納ボックスを設置し、そこへ常設することで、24 時間市民や観光客等の誰もが必要な場面で AED を活用できる体制づくりを進めています。



(3) 救助体制

火災現場で逃げ遅れた人や交通事故により車両に閉じ込められた人などの救出に当たるため、救助活動に専従する 7 隊の救助隊と救助活動を兼務する 5 隊の消防隊に様々な救助器材を装備し、市内の各消防署に配置しており、市内各地域において救助事案に即応できる体制を確立しています。

さらに、救助隊のうち 2 隊は、より高度な救助能力を持つ特別高度救助隊及び高度救助隊を配置しており、画像探索機等の高度救助用器具や震災対応に特化した資機材を搭載した救助工作車、NBC 災害に対応する特殊災害対策車等を配備し、特殊で困難な救助活動にも対応できる体制を整えています。

このほか、国内で大規模な災害が発生した場合には緊急消防援助隊を、海外で緊急援助活動が必要な大災害が発生した場合には国際消防救助隊をそれぞれ派遣する体制を整えています。